工事の入札に係る積算疑義申立て制度の手続きについて

開札→保留通知書発行
注）開札後、疑義の回答及び事後審査が完了するまで落札決定は保留する。

↓

●疑義申立て期間
（保留通知書発行後から開札日の翌営業日の正午まで）

→ 設計書に疑義が無い場合

↓

設計書に疑義が有る場合

↓

●金額入り設計書の閲覧（対象：当該入札で入札書を提出した者）
金額入り設計書閲覧請求書（第１号様式）を提出
※保留通知書発行後から開札日の翌営業日の正午まで
※保留通知書を添付、直接的な雇用関係にあることを確認できるもの（保険証等）を提示
※設計書の閲覧範囲
【土木系工事】本工事内訳書、内訳書　　【建築系工事】種目、科目

↓

設計書の積算に疑義の疑いが残る場合

設計書の積算に疑義が無かった場合

↓

●疑義申立て　（対象：金額入り設計書の閲覧を行った者）
積算疑義申立書（第２号様式）を提出
※保留通知書発行後から開札日の翌営業日の正午まで
※直接的な雇用関係にあることを確認できるもの（保険証等）を提示

積算疑義として取り扱わないもの
・積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの
・入札前の公表された設計書により確認できるもの
・入札公告における質問受付期間中に質問を行い、確認すべきもの
・その他当該入札に関係がないもの

疑義申立てによる確認開始に伴い、引き続き保留する旨をかながわ電子入札共同システムより通知する。

↓

●疑義申立ての回答及び疑義申立ての結果の取扱い決定

↓

入札中止
予定価格・最低制限価格を補正した時に落札候補者に変更が生じる場合などには、入札を無効とし入札の取消しを行います。

入札続行
設計金額と誤りを補正した額との差額がわずかで、入札の公平性が損なわれていないことが明らかな場合には、落札候補者である者に変更が生じない限り入札を有効とします。

↓

不調通知

落札決定